

「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン

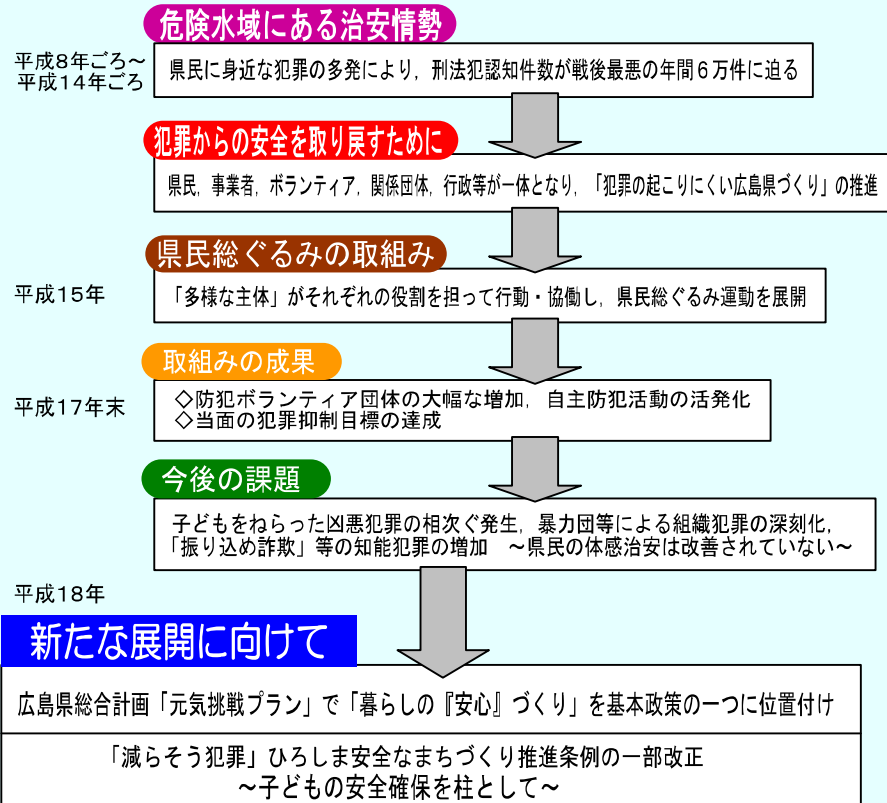


「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プランとは

このアクション・プランは、今後5年間（平成18年～平成22年）の「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の目標を達成するための行動計画です。

第1章 策定に当たって

「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動のこれまでの取り組み状況



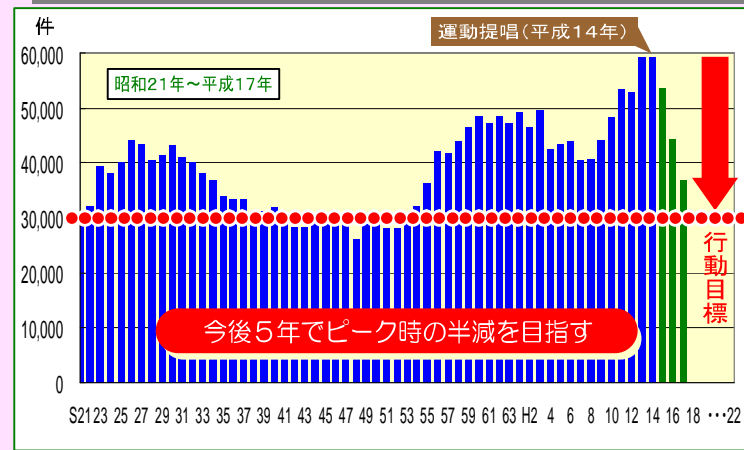
第2章 「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の新たな展開

運動の目標

- 運動目標
「だれもが“安全・安心”を実感できる広島県の実現」
- 行動目標（犯罪抑制目標）
「今後5年でピーク時の半減を目指す」※

※ 平成14年の刑法犯認知件数（約6万件）を、約3万件まで減少させる

県民総ぐるみ運動の行動目標

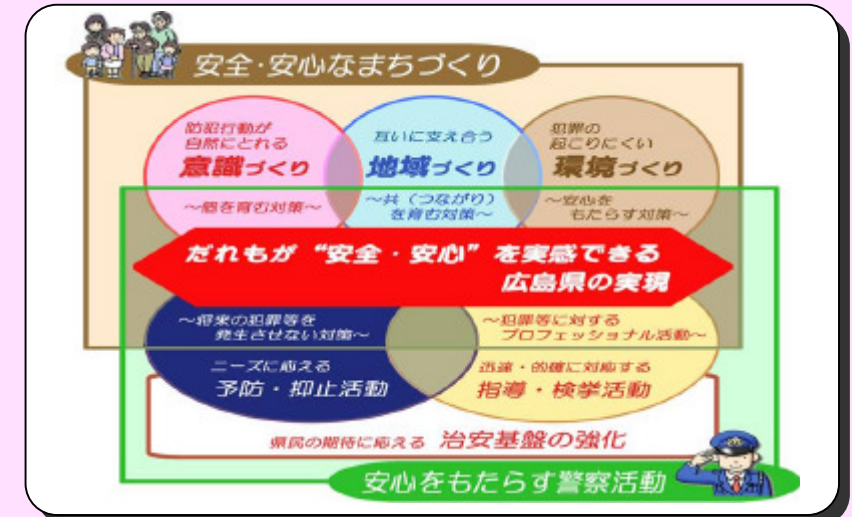


目標達成のために

- 「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の定着と更なる発展
- 県民、事業者、ボランティア、関係団体、行政等多様な主体が、これまで以上に協働・連携

「だれもが“安全・安心”を実感できる広島県の実現」に向けて

「安全・安心なまちづくり」と「安心をもたらす警察活動」を密接な両輪として推進



県は、県民総ぐるみ運動を推進し、「安全・安心なまちづくり」に向けて、県民、事業者、市町等多様な主体の取り組みが最大の効果を発揮できるように、地域の実情に応じた調整や支援などの様々な取り組みを実施します。県民、事業者、市町には次のような取り組みが求められます。

- 【多様な主体の役割】**
- 県民**
 - 「自らの安全は自らが守る」という意識を持って行動すること
 - 他人も犯罪被害に遭わないための防犯活動に参加・協力すること
 - 「犯罪の起こりにくいまちづくり」のための取り組みに参加・協力すること
 - 事業者**
 - 事業活動を通じ、顧客、従業員の安全を確保するための措置を講じること
 - 地域の安全を確保するための自主的活動に努めるとともに地域住民の取り組みを支援すること
 - 「犯罪の起こりにくいまちづくり」のための取り組みに参加・協力すること
 - 市町**
 - 県民の最も身近な基礎自治体として、地域住民や事業者等の取り組みを支援すること
 - 県民が利用する公共空間・施設が、犯罪の起こりにくい場所となるよう、環境づくりに向け取り組むこと

第3章 重点的な施策

安全・安心なまちづくりの推進

- (1) 防犯行動が自然にとれる“意識づくり”
～個を育む対策～
- 1 防犯意識を高めるための啓発活動の推進
 - 2 情報発信の推進
 - 3 県民の防犯行動への支援
- (2) 互いに支え合う“地域づくり”
～共（つながり）を育む対策～
- 1 だれもが安心して暮らせる地域づくり
 - 2 地域における自主防犯活動の促進
 - 3 繁華街・歓楽街における健全で魅力あるまちづくりの推進
- (3) 犯罪の起こりにくい“環境づくり”
～安心をもたらす対策～
- ◇ 安心して利用できる公共空間等の普及
 - ◇ 安心をもたらすしくみづくり
- 1 安心して利用できる道路、公園、駐車場及び駐輪場の普及
 - 1 事業者等との協働・連携の推進
 - 2 犯罪被害に遭いにくい住宅の普及
 - 2 暴力団等犯罪組織の排除対策の推進
 - 3 犯罪被害に遭いにくい自動車等製品の普及
 - 3 相談窓口、犯罪被害者支援の充実



安心をもたらす警察活動の展開

- (1) ニーズに応える“予防・抑止活動”
～将来の犯罪等を発生させない活動～
- 1 身近な犯罪抑止対策の推進
 - 2 少年総合対策の推進
 - 3 県民に脅威を与える重要犯罪・組織犯罪対策の推進
- (2) 迅速・的確に対応する“指導・検挙等活動”
～犯罪等に対するプロフェッショナル活動～
- 1 迅速・的確に対応する犯罪捜査活動等の推進
 - 2 科学捜査の推進
 - 3 悪質事業者等に対する行政指導・処分の強化
- (3) 県民の期待に応える“治安基盤の強化”
～行政サービスと人的・物的・情報基盤整備～
- 1 行政サービスの推進
 - 2 人的・物的・情報基盤整備の推進

